

指 示

平成 23 年 3 月 23 日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 貴県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 貴県内において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

注 1. 非結球性葉菜類及び結球性葉菜類：
ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ 等

注 2. アブラナ科の花蕾類：
ブロッコリー、カリフラワー 等